

計算社会科学会 会則

施行 2021年8月11日

改定 2025年12月2日

第1条 本会は「計算社会科学会」と称し、英語表記は「Society for Computational Social Science of Japan」とする。

第1条の2 本会は計算社会科学の発展・普及に貢献することと、日本における計算社会科学研究に従事する全ての個人・組織に対する交流機会を提供することを目的とする。

第1条の3 本会はホームページ(<https://css-japan.com/>)を有し、そこで、必要な広報及び事務を行うものとする。

第1条の4 本会は任意団体である。会勢に応じて法人化を検討する。

第1条の5 本会の会計年度は、その年度名に係る年の前年9月1日に始まり、当年8月31日に終わるものとする。

第2条 本会の年次基幹活動は機関誌「計算社会科学」の発行と大会の開催とする。

第3条 ホームページ等から会員情報を登録したものを本会の会員とする。退会や会員情報の変更もホームページ等を通じて届け出るものとする。

第3条の2 会員情報は、氏名、所属、職位・身分、メールアドレスとし、個人情報の取り扱いは法令に従うものとする。会員情報の一覧は理事会以外には開示しない。ただし理事会が必要と認めた場合はその限りではない。

第3条の3 理事会は一年以上連絡の取れない会員を退会させることができる。

第4条 本会は会費を徴収しない。

第4条の3 本会は大会の参加費等を徴収することができる。収支は本会会計に組み込むものとする。

第5条 本会は、本会を運営するため理事を構成員とする理事会を有する。理事会の議決は理事の過半数の賛成をもって行い、議決事項は原則としてホームページで公表する。

第5条の2 理事は理事会の議決によりこれを任命・解任する。

第5条の2の1 理事の任期は2年とするが、再任を妨げない。

第5条の3 役員は理事会の互選によりこれを任命・解任する。

第5条の4 理事会はメール審議を基本とするが、審議内容によってはオンライン開催を行う。また原則として大会開催中に対面の理事会を開催する。

第5条の5 本会は理事会にアドバイスをを行う顧問を置くことができる。

第5条の6 本会は大会の実施に必要な大会プログラム委員(PC)を置くことができる。

第6条 役員は会長・副会長・会計・事務局長・編集長・大会実行委員長とする。理事会は必要に応じて新たな役員を設けることができる。

第6条の2 会長は本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時は代行する。

第6条の3 会計は本会の経理を管理・監査する。透明性確保のため、年次ごとに収支報告を理事会に行い、議決された場合はホームページで公表する。

第6条の5 事務局長は広報ならびに本会のホームページ・会員情報を管理する。

第6条の6 編集長は機関誌に関する業務を統括する。

第6条の7 大会実行委員長は本会が主催する大会の企画・運営を行う。

第7条 理事会は、広く会員もしくは国内に活動拠点を持つ研究者の中から、計算社会科学分野における顕著な学術的貢献を顕彰するため、学術貢献賞を授与することができる。

第7条の2 理事会は、学術貢献賞の選考を行うため、年次ごとに3名以上の理事からなる選考委員会を設置する。

第7条の3 選考委員会は、学術貢献賞受賞候補者を審査のうえ理事会に推薦し、理事会の議決により受賞者を決定する。

第7条の4 選考委員会は、理事または会員から受賞候補者の推薦を募ることができる。

第7条の5 選考委員会は候補者リストの選定後に、審査に適する選考委員を追加することができる。追加する委員は理事に限らないものとする。

附則 本会は第5回計算社会科学ワークショップ(CSSJ2021)の席上、計算社会科学研究会の主査・幹事会の総意として2021年3月1日をもって本会を設立することが宣言された。本会則の施行によって本会の運用を開始する。

附則の2 第5条の2にかかわらず、本会則の施行日における理事は次の通りとする。遠藤薫(学習院大学)、石井晃(鳥取大学)、上東貴志(神戸大学)、岡田勇(創価大学)、鳥海不二夫(東京大学)、瀧川裕貴(東北大学)、笹原和俊(東京工業大学)、榊剛史(株式会社ホットリンク)、吉田光男(豊橋技術科学大学)。

附則の3 本会則(改定)は2023年2月21日に施行する。

附則の4 本会則(改定)は2023年10月15日に施行する。

附則の5 本会則(改定)は2025年4月1日に施行する。その際、第5条の2の1について、その直前に理事であったものの任期の起点日を同日とする。また、第4条の2と第6条の4は存在しない。

附則の6 本会則(改定)は2025年12月2日に施行する。第7条に定める学術貢献賞の第1回授賞は2026年度とする。また、第7条の4に定める候補者推薦については、当面3年間は理事による推薦を原則とし、その後、運用状況を踏まえて見直すものとする。